

保険医療機関 様

千葉県国民健康保険団体連合会
(公印省略)

診療報酬明細書「摘要」欄の記載事項について

平素、診療報酬の請求事務等につきましては、格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年3月「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の一部が改正され、診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項が示されました。

これに伴い、電子レセプトによる請求の場合には、令和2年10月診療分以降、別表I「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目について該当するコードを選択の上、請求することとなっております。下記の例を参考に記載要領に基づき該当するコードを選択してください。該当するコードが選択されていない場合、記載要領通知に係る不備により、原則、「返戻」となります。

なお、別表I等の詳細につきましては、厚生労働省ホームページ(令和2年3月27日付け保医発0327第1号)を御参照ください。(https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000613534.pdf)

また、社会保険診療報酬支払基金千葉支部より同様の通知文書が送付される予定でありますことを申し添えます。

記

別表I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(医科) <一部抜粋>

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
17	A205 の1	救急医療管理 加算1	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第2部A205救急医療管理加算の(2)のAからケまでのいずれか該当するものを選択して記載すること。また、(2)のイ、ウ、オ、カ(肝不全、腎不全又は重症糖尿病のものに限る。)又はキの状態に該当する場合は、それぞれの入院時の状態に係る指標を記載し、(2)のカに該当する場合であって、肝不全、腎不全、重症糖尿病以外のものについては、具体的な状態を記載すること。	820100393	ア 吐血、咯血又は重篤な脱水で全身状態不良(救急医療管理加算1)
				820100395	イ 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算1):JCS1
				820100396	イ 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算1):JCS2
				820100397	イ 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算1):JCS3
				820100398	イ 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算1):JCS10
				(略)	
				820100808	ケ 緊急手術、緊急カテーテル治療・検査又はt-PA療法を必要とする状態(救急医療管理加算1)
		当該重症な状態に対して、入院後3日以内に実施した検査、画像診断、処置又は手術のうち主要なものについて、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」(平成30年4月27日保発0427第10号)(本通知が改正された場合は、改正後の通知によること。)の別添5に掲げる医科診療行為コードを記載すること。	831110001	入院後3日以内に実施した主要な診療行為(救急医療管理加算1);***** (医科診療行為コード)	
		(当該加算を算定した入院年月日と「入院年月日」の項の入院年月日が異なる場合)当該加算を算定した入院年月日を記載すること。	850100017	救急医療管理加算1を算定した入院年月日;(元号)yy"年"mm"月"dd"日"	

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
18	A205 の2	救急医療管理 加算2	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第2部A205救急医療管理加算の(2)のアからケまでに準ずる状態又はコの状態のうち該当するものを選択して記載すること。また、(2)のイ、ウ、オ、カ(肝不全、腎不全又は重症糖尿病のものに限る。)又はキの状態に該当する場合は、それぞれの入院時の状態に係る指標を記載し、(2)のカに該当する場合であって、肝不全、腎不全、重症糖尿病以外のものについては、具体的な状態を記載すること。また、(2)のコに該当する場合はその医学的根拠を記載すること。 当該重症な状態に対して、入院後3日以内に実施した検査、画像診断、処置又は手術のうち主要なものについて、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」(平成30年4月27日保発0427第10号)(本通知が改正された場合は、改正後の通知によること。)の別添5に掲げる医科診療行為コードを記載すること。 (当該加算を算定した入院年月日と「入院年月日」の項の入院年月日が異なる場合)当該加算を算定した入院年月日を記載すること。	820100422	ア 吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良(救急医療管理加算2)
				820100423	イ 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算2): JCS1
				820100424	イ 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算2): JCS2
				820100425	イ 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算2): JCS3
				(略)	
				830100026	コ その他の重症な状態の医学的根拠(救急医療管理加算2);*****
			831110002	入院後3日以内に実施した主要な診療行為(救急医療管理加算2);***** (医科診療行為コード)	
			850100387	加算を算定した入院年月日(救急医療管理加算2);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"	

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
293	E200	コンピューター 断層撮影	(コンピューター断層撮影および磁気共鳴コンピューター断層撮影を同一月に行った場合)それぞれ初回の算定日を記載すること。	850100198	初回算定年月日(CT撮影);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"
			(別の保険医療機関と共同でCT又はMRIを利用している保険医療機関が、当該機器を利用してコンピューター断層撮影を算定した場合)画診共同と表示すること。	820100713	画診共同(CT撮影)
			撮影部位を選択して記載すること。選択する撮影部位がない場合はその他を選択し、具体的部位を記載すること。	820182000	撮影部位(CT撮影):頭部
				820182110	撮影部位(CT撮影):頸部
				820182210	撮影部位(CT撮影):胸部・肩
				(略)	
			830189100	撮影部位(CT撮影)(その他);*****	

千葉県国民健康保険団体連合会
業務第一部医科第一課 電話 043-254-7204
業務第一部医科第二課 電話 043-254-7148